



投資一任（ラップ）口座

イーグルズアイ



光証券株式会社

1948年設立、神戸を拠点とする唯一の独立系証券会社
お客様本位の証券会社として独自の経営理念を守り堅実な事業を展開

金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第30号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

指定紛争解決機関:特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

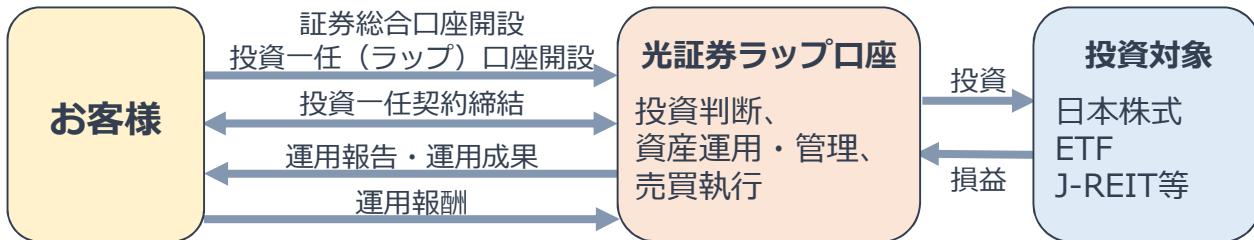
【本店】078-391-2181 【東京支店】03-5843-9020

商品の概要

「イーグルズアイ」は、投資一任（ラップ）口座での資産運用サービス商品の愛称です。当商品では、お客様と弊社が売買執行、運用報告について包括的な投資一任契約を締結し、投資一任（ラップ）口座において、弊社がお客様に代わって資産の運用・管理を行います。

お客様にご負担頂く費用は、次頁に記載の運用報酬のみで、投資対象の売買手数料のご負担はございません。

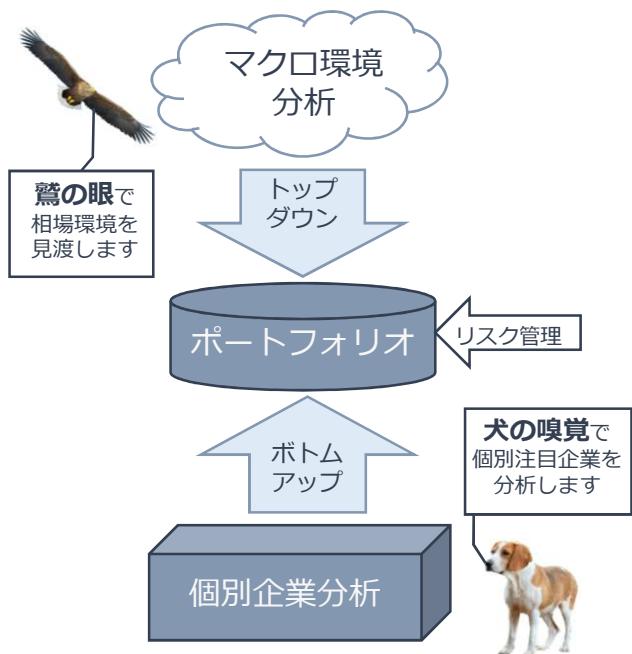
スキーム図



運用の特色

- ・日本株式、インバース型を含むETF（上場投資信託）、J-REIT（上場不動産投資信託）等を投資対象にします。基本的に大型株・優良企業株を選好することで流動性リスクを回避するよう努めます。
- ・主として中長期のバリュー（割安）株投資を行いますが、投資機会がある場合には短期のグロース（成長）株投資も組み合わせることで、安定したリターンの獲得を目指します。
- ・市場の状況によっては、現金保有を厚くして相場の下落リスクを回避する行動をとることがあります。また市場動向等によっては、株式等の組入れ比率がゼロになる場合もあります。
- ・リスクヘッジのため、インバース型ETF（相場下落時に利益が上がる仕組みの上場投資信託）を組入れることもあります。
- ・組入れ後に投資判断に誤りがあると認識した場合、ロスカットを行うことがあります。

当運用のアプローチ



マクロ環境の見極め

- ・マクロ環境分析（トップダウン）を行い、実態経済と金融経済（資金量や株価）とのバランスを捉えようとします。
- ・経済専門家、投資戦略専門家、各界の専門家、学者等が発表する情報も継続的に収集します。

個別企業の分析

- ・個別企業の分析では長期の財務数値から統計学の手法を一部用いて評価尺度を推定します。
- ・投資対象企業やその同業等については経営者による説明会への出席や取材を行い、会社計画や事業の方向性等を確認します。

テクニカル分析

- ・投資銘柄の選別や投資タイミングの向上のため、各種テクニカル分析の結果も判断材料とします。

2つの運用コース

標準運用コース

契約資産の保全を図りつつ、インフレヘッジ（物価上昇影響を軽減）を主眼に中長期で安定した収益を獲得することを目指します。

積極運用コース

標準運用コースに比べてキャッシュ/MRFの比重を低めたり、短期のグロース株戦略の比重を高めたりして、積極的な運用を心掛けます。

ご契約の概要

契約金額	・ 300万円以上100万円単位。追加申込みは100万円単位で可能です。
契約期間	・ ご契約日からその年の年末（12月31日）まで、ご契約は1年ごとに自動更新されます。
運用開始日	・ ご契約金額の入金を確認後、その翌営業日からです。
契約の解除	・ ご契約解除届の提出があった場合、契約解除届受領日より7営業日後にご契約が解除されます。 ただし、売買停止、値つかず等やむを得ない理由で、投資資金を全てキャッシュポジション化できないことにより、契約解除日に契約解除ができない場合があります。
運用の報告	・ 売買毎に取引報告書、四半期（3・6・9・12月末基準）毎に運用報告書を送付します。
その他の	・ 「イーグルズアイ」口座開設にあたり、事前又は同時に証券総合口座の開設が必要です。
注意事項	・ 「イーグルズアイ」口座で特定口座を開設される場合は、証券口座でも特定口座の開設が必要となります。なおその際には「源泉徴収区分」は同一となります。 ・ 「イーグルズアイ」口座で特定口座を開設される場合でも、ラップ口座で掛かる費用（固定報酬、成功報酬）を経費として控除する場合は確定申告が必要となります。 ・ 「イーグルズアイ」口座で特定口座を開設し「源泉徴収あり」を選択された場合、源泉徴収はラップ口座で行いますが、還付に関しては証券口座で行います。 ・ 「イーグルズアイ」口座では、「標準運用コース」又は「積極運用コース」のいずれか1コースをご選択頂くことになります。ご契約期間中の変更は出来ません。 ・ 運用株式に関わる株主の権利（議決権、配当請求権、株主優待等）は、全てお客様に帰属します。 ・ 株式数比例配分方式をご選択の場合の配当金は証券総合口座へ自動的に振替えられます。 ・ 「イーグルズアイ」のご契約解除時には、既にお支払い頂いた固定報酬（四半期分）は、お返し致しませんのでご注意下さい。

運用報酬

標準運用コース

①固定報酬（※1）

ご契約時又はご契約更新時に契約資産額に対して2.2%（税込）の料率を乗じた額を、四半期ごとに按分したうえで各四半期の最初の月（1・4・7・10月）の10日までにご契約資産から徴収致します。

②成功報酬

ご契約満了時（※2）又は解除の際にご契約資産時価評価額がご契約開始時のご契約資産額もしくはハイウォーターマーク（成功報酬算定の際の基準額）（※3）を超過する場合にご契約資産から徴収致します。
超過率が10%以下の場合は、超過額に対して11%（税込）を乗じた金額とし、超過率が10%超の場合は、10%までの超過額に対して11%（税込）を乗じた金額に加えて10%超の超過額の部分に対して22%（税込）を乗じた金額を12月末までに、契約解除の際には契約解除時までに、それぞれご契約資産から徴収致します。

両コース共通の費用

③その他の諸費用（両コース共通）

ETF（上場投資信託）を保有した場合、ファンドから支払われる費用として信託報酬（ファンドに定められた料率を乗じた額）を間接的にご負担頂きます。

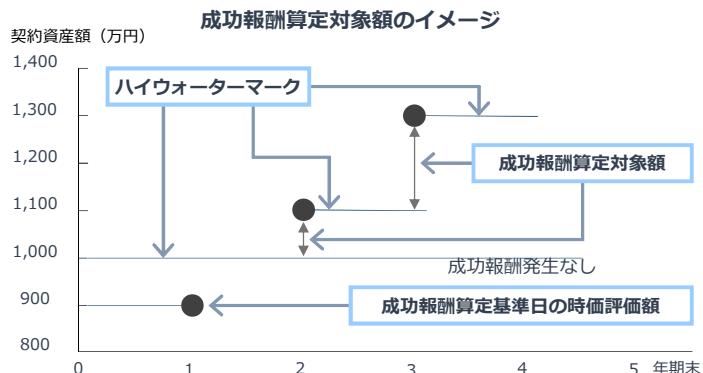
積極運用コース

①固定報酬（※1）

ご契約時又はご契約更新時に契約資産額に対して1.98%（税込）の料率を乗じた額を、四半期ごとに按分したうえで各四半期の最初の月（1・4・7・10月）の10日までにご契約資産から徴収致します。

②成功報酬

ご契約満了時（※2）又は解除の際にご契約資産時価評価額がご契約開始時のご契約資産額もしくはハイウォーターマーク（成功報酬算定の際の基準額）（※3）を超過する場合に、22%（税込）を乗じた金額を12月末までに、契約解除の際には契約解除時までに、それぞれご契約資産から徴収致します。



- （※1）ご契約開始時の固定報酬については、運用開始月の翌月を含む直近四半期末までの固定報酬額を月割り計算したうえで、運用開始時までにご契約資産から徴収致します。（ご契約金額が1億円を超過する部分については協議の上、別途取決める事ができます。）
- （※2）ご契約満了時の成功報酬の算定基準日は12月の最終営業日の2営業日前、ご契約解除時の成功報酬の算定基準日は契約解除届受領後6営業日目と致します。
- （※3）成功報酬算定基準日における成功報酬控除後ご契約資産時価評価額の最大金額です。

リスク(想定できる損失の可能性)について

日本株式のリスク

リスク要因として価格変動リスク（相場、金利等の変動による価格の下落）と発行者の信用リスク（倒産等、発行会社（体）の財務状況の悪化）による株価の下落等により、投資元本を下回り損失を生じることがあります。

ETF（上場投資信託）のリスク

組入れ対象であるETF（上場投資信託）は、ETFの投資対象の価格変動等により基準価格が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではなく、分配金の変動や基準価格の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

J-REIT（上場不動産投資信託）のリスク

日本株式のリスクに加え、地震・災害などによるリスク（投資対象不動産が地震や火災の被災を受けた場合など）により価格や分配金が変動する可能性があります。

野村MRFのリスク

※別途お渡しする「野村MRF目論見書」及び「目論見書補完書面（投資信託）」の内容をよくお読み下さい。

1. ファンドが主要投資対象とする短期公社債、コマーシャル・ペーパー等は市場金利の変動により価格や利回りが変動します。よって金利の変動によりファンドの日々の収益は変動します。
2. 有価証券への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。
3. 有価証券の貸付等において取引先リスク（相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

ご注意いただくポイント

【一部出金及びご契約解除】

ご契約期間中は一部出金は出来ません。ご契約更新時（12月末）のみ受付け可能となります。ご契約資産が300万円になるまでの一部出金に限ります。また、一部出金についての清算（換金）は、翌年の1月の営業開始日から5営業日までに、ご指定の銀行口座に振り込みます。契約解除については、契約解除届受領日より7営業日後となります。ただし、売買停止、値つかず等やむを得ない理由で、投資資金を全てキャッシュポジション化できないことにより、契約解除日に契約解除ができない場合があります。

【クーリングオフ】

投資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第37条6の規定（クーリングオフ）の適用はありません。

【租税の概要】

この投資一任契約に関する租税の概要につきましては、「投資一任契約において契約締結前にお客様に交付する書面集」にてご確認下さい。

【ご契約の締結について】

ご契約の締結にあたっては、必ず「投資一任契約において契約締結前にお客様に交付する書面集」の内容を十分お読み下さい。

【解約時の固定報酬について】

投資一任契約を解除された場合は、既にお支払いいただいた固定報酬（四半期分）は、お返し致しませんのでご注意下さい。

当資料は投資一任口座「イーグルズアイ」についてご理解頂くために作成した資料です

投資一任口座「イーグルズアイ」は、お客様との投資一任契約にもとづき、光証券株式会社がお客様に代わって運用・管理を行うサービスで、運用の結果としての損益はすべてお客様に帰属します。

主として日本株式、ETF（上場投資信託）、J-REIT（上場不動産投資信託）等に投資を行いますが、価格変動が見込まれる金融商品であるため損失が生じる場合があります。

なお、当資料中のいかなる内容も、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。本資料に記載した内容は必ずしも将来の運用内容及び市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後予告なく変更する場合がございます。

ご契約の際には、「投資一任契約において契約締結前にお客様に交付する書面集」の内容について十分ご確認頂きますようお願い致します。